

千葉県里親養育包括支援業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項

千葉県こども未来局こども未来部東部児童相談所

令和6年4月19日

千葉市里親養育包括支援業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

1 目的

千葉市里親養育包括支援業務を委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集する。

2 業務の概要

- (1) 件名 千葉市里親養育包括支援業務
- (2) 委託内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
- (4) 委託料 123,000,000円を上限とする(消費税及び地方消費税を含む)
(内訳) 令和6年度 30,750,000円
令和7年度及び令和8年度 41,000,000円
令和9年度 10,250,000円

3 参加資格

本企画競争に参加を希望する者は、単独の法人又は共同事業体とし、次に掲げるすべての要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていなければならない。

なお、共同事業体にあつては、すべての構成員が参加資格要件を満たしていなければならない。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 共同事業体にあつては、その構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 団体の規約等を定めていない者
 - イ 宗教活動や政治活動を目的としている者
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - カ 本市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

- キ 税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある者
- ク 市から指名停止処分を受けている者
- ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体であること。

4 参加手続き

(1) スケジュール

No	内 容	日 程
1	企画提案募集要項公表	令和6年4月19日（金）
2	参加申込受付	持参：令和6年4月19日（金）～5月8日（水）17時 郵送： " ～5月7日（火）必着
3	質問受付	令和6年4月19日（金）～4月26日（金）12時
4	質問回答ホームページ掲載	令和6年5月1日（水）までに随時掲載。
5	参加確認通知送付	令和6年5月10日（金）
6	企画提案書受付	持参：令和6年5月10日（金）～5月24日（金）17時 郵送： " ～5月23日（木）必着
7	プレゼンテーション開催	令和6年5月30日（木）
8	選考結果通知	令和6年6月 4日（火）

(2) 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く9時から17時までとする。

(イ) 郵送による場合は、封筒表面に「企画提案参加申込書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

イ 提出期限

令和6年5月8日（水）17時必着

※郵送による場合は令和6年5月7日（火）必着

ウ 提出先

〒261-0003

千葉市美浜区高浜3丁目2番3号

千葉市こども未来局こども未来部東部児童相談所（建物名：千葉市児童相談所）

エ 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 法人概要（様式3）

(エ) 実施体制・職員個人票（様式4）

(オ) 契約実績調書（様式5）

※（オ）について、平成30年度から令和4年度までの間に、国または地方公共団体において「里親養育包括支援業務」の契約実績がある場合は、記載する実績を証する関係書類（契約書及び仕様書等の写し）を添えて提出する。複数ある場合は複数記載することができる。

オ 参加資格の確認通知

提出書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和6年5月10日（金）までに申請者宛に郵送で結果を通知する。

(3) 質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、内容に不明な点がある場合は下記により質問すること。

ア 受付期間

令和6年4月19日（金）～令和6年4月26日（金）12時（正午）まで

イ 提出方法

電子メールのみ。（提出先（送付先）：satooya@city.chiba.lg.jp）

※それ以外の手段での質問は一切受け付けない。

※電子メールの件名は、「企画提案に関する質問（法人名）」とすることとし、提出するときは、必ず電話でその旨を連絡すること。

ウ 提出書類

質問書（様式6）

エ 質問に対する回答

令和6年5月1日（水）までに、随時、本市ホームページ上にて公開する。

※質問の回答内容については、回答を公開したことにより、本要項及び仕様書の追記又は修正を行ったものとみなす。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格の確認通知を受けた者は、下記により企画提案書等を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く9時から17時までとする。

(イ) 郵送による場合は、封筒表面に「企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

イ 提出期限

令和6年5月24日（金）17時必着 ※厳守

※郵送による場合は令和6年5月23日（木）必着

ウ 提出先

〒261-0003

千葉県美浜区高浜3丁目2番3号

千葉県こども未来局こども未来部東部児童相談所（建物名：千葉県児童相談所）

エ 提出書類

（ア）千葉県里親養育包括支援業務委託 企画提案提出書（様式7）

オ 企画提案書の記載内容

仕様書を熟読の上、次の項目を網羅すること。

（ア）企画提案の趣旨

（イ）業務実績（本委託と同一又は類似する事業の実績等）

（ウ）実施方針、実施体制、実施計画（スケジュール）

（エ）実施方法（具体的な業務内容、支援方法、進捗状況管理等）

（オ）見積額及びその内訳

カ 提出にあたっての留意事項

（ア）提出は1参加者につき1提案とする。

（イ）企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

（ウ）企画提案書の仕様は、A4判（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

（エ）企画提案書の作成に用いる言語は、日本語（本参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

（オ）企画提案書の構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、法人名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

（カ）表紙には、①宛名「千葉県こども未来局こども未来部東部児童相談所」、②タイトル「千葉県里親養育包括支援業務委託企画提案書」、③提出年月日、④法人名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

（キ）提案内容（本文）は、40ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

（ク）提案内容（本文）のうち、見積額の項目については、本委託の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。

（ケ）正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（5部）については、フラットファイル（A4縦）に綴じて提出すること。

（コ）企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

（サ）本企画提案は、あくまでも事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業

務遂行にあたっては、逐次本市と協議して決定することとなるので留意すること。

5 事業者の決定方法等

(1) 審査方式

審査方式は、提案内容審査により行うものとする。

(2) 提案内容審査

ア 審査項目・審査基準等

プレゼンテーション及び質疑応答により、次の審査項目及び審査基準等に基づき、評価委員会（別に定める「千葉市里親養育包括支援業務委託企画提案評価委員会」をいう。以下同じ。）において公正に審査・採点する。

No	審査項目	審査基準	配点
事業運営			
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護が必要な児童等の現状や、里親制度について正しい認識や知識を有しているといえるか。 ・本市における里親の現状や課題を踏まえた業務の目的や内容となっているか 	20点
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の契約実績があり、その業務内容や職員体制から里親支援業務に関する知識や経験を有しているといえるか。 	10点
事業の実施内容			
3	里親制度等普及促進・リクルート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の住民に対する里親制度の啓発について、活動内容の案はあるか。 ・里親制度の趣旨を伝えるための手法やツールがあるか。 ・対象地域全域に啓発活動を行うことのできるようなスケジュールを立てているか。 	30点
4	里親研修・トレーニング等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親認定に向け、国の示す研修内容を実現することができるか（講義内容の作成、講師や実習先の手配など）。 ・里親支援専門相談員や里親会と協働しながら行う研修や講演会、サロンなどが企画提案されているか。 ・未委託里親に対する研修やトレーニングが企画提案されているか。 	30点

5	里親委託推進等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託を検討している児童について、児童相談所と情報を共有し、適当な候補里親を提案できるか。 ・マッチング中に起こりうる事態を理解し、状況に応じた助言やサポートができるか。 ・里親家庭で自立支援計画の内容に沿った支援を行うことができるような企画提案がなされているか。 	25点
6	里親訪問等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親個々のニーズや課題を把握し、それに合わせた支援を提供できるか。 ・里親家庭において問題が発生した場合、それに対する方策を考えることができるか。 	30点
7	里親等委託児童自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・委託児童の自立に関する課題を把握し、それに合わせた支援策について、企画提案されているか。 ・里親支援専門相談員や里親会と協働しながら行う研修や講演会などが企画提案されているか。 	20点
実施体制			
8	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担・担当配置等が明確化されており、業務を遂行するのに適切な職員体制を確保しているか。 ・職員の定着や資質の向上に向け、研修や人材育成に関する取り組みが示されているか。 	25点
9	団体のバックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・問題が発生し、組織的な対応が必要な場合など、業務の継続的な実施に向け、団体として必要なサポート体制が確保されているか。 	10点
合 計			200点

イ プレゼンテーション（選考会）の実施

企画提案について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (ア) 日時 令和6年5月30日（木）13時より順次開始予定
- (イ) 会場 千葉市役所 本庁舎
- (ウ) 出席人数 各者3名まで
- (エ) 説明時間 各者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定

(オ) 留意事項

- ① パソコン及びタブレット等の持ち込みは可とし、プロジェクターの持ち込みは認

めない。

- ② 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料は認めない。
- ③ プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

ウ 審査方法

審査は、下記により行う。

- (ア) 企画提案の内容について、5(2)の審査項目表及び評価基準表に基づき、評価委員会の委員が審査・採点する。
- (イ) 評価委員会の全委員の総合計点が最も高い企画提案の参加者を優先交渉者（契約候補者）とする。
- (ウ) ただし、評価委員会の委員のうち1人でも「0点」の採点をした審査項目がある場合、当該企画提案の応募者は直ちに失格とする。
- (エ) 参加者が1者のみの場合は、評価委員会の全委員の総合計点が6割に達した場合にその参加者を優先交渉者（契約候補者）とする。

エ 審査結果の通知

審査結果については、令和6年6月4日（火）までに電子メールにより通知する。なお、審査結果に関する異議申立ては一切応じない。

(3) 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、判明した時点で無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要項2(4)に記載する委託料の上限額を超過した場合
- イ 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ 複数の応募を行った場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 結果の公表等

受託者の決定後、本市ホームページにおいて、受託者については法人名、契約金額、企画提案の点数を、その他の参加者については点数のみを掲載する。なお、その他の参加者に関する情報及び企画提案の点数の内訳等に関する問い合わせには、一切応じない。

6 契約手続等

- (1) 契約締結前に、本市と優先交渉者（契約候補者）の間で企画提案書等の内容をもとに、仕様に関する協議を行うものとする。なお、協議に当たっては、企画提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 優先交渉者（契約候補者）の決定後は、優先交渉者（契約候補者）より改めて見積書を徴取し、契約を締結する。
- (3) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。

7 中途解約について

- (1) 発注者は次に定める中途解約権を行使することができる。
 - ア 発注者は、本件業務委託に代わるものとして、児童福祉法第44条の3第1項の里親支援センター（以下「里親支援センター」という。）に本市が行う里親支援事業（以下「本市里親支援事業」という。）を委託する場合に限り、本業務委託を中途解約できるものとする。
 - イ 受注者は、本件業務委託に代わるものとして受注者が本市内に設置した里親支援センターにおいて本市里親支援事業を実施することができる場合に限り、本業務委託を中途解約できるものとする。この場合において、受注者は、本件業務委託を中途解約した日に引き続いて本市里親支援事業を受注者が本市内に設置した里親支援センターにおいて実施しなければならない。
 - ウ 中途解約日は、当該年度の末日でなければならない。
 - エ 中途解約が行われる場合、発注者の受注者に対する違約金の支払いその他の損害賠償責任は発生しないものとする。
 - オ 中途解約の意思表示は、解約日の30日前までに書面により行わなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採用された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や審査結果（不採用となった者の名称を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

9 問合せ先

千葉県こども未来局こども未来部東部児童相談所（担当：里親支援班）

〒261-0003 千葉県美浜区高浜3丁目2番3号（建物名：千葉県児童相談所）

TEL 043-277-8820

E-mail satooya@city.chiba.lg.jp